

私立学校施設高度化推進事業費補助金交付要綱

平成19年5月8日	文部科学大臣裁定
平成21年4月1日	一部改正
平成21年6月30日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正
平成28年6月2日	一部改正
平成28年12月27日	一部改正
令和2年12月11日	一部改正
令和3年11月29日	一部改正

私立学校施設高度化推進事業費補助金交付要綱の全部を改正し、平成19年度予算から適用する。

(通則)

第1条 私立学校施設高度化推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、私立学校の施設の高度化・近代化等を推進し、教育研究条件の充実向上を図る観点から、私立学校の老朽校舎等改築事業等に係る借入金の金利負担を軽減するための必要な経費を補助することを目的とする。

(補助の対象等)

第3条 文部科学大臣は、私立(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。)第12条又は第13条の規定に基づき学校教育法(昭和22年法律第26号。)第2条の特例として学校設置会社又は学校設置非営利法人により設置されるものを除く。)の学校の設置者が行う幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(大学院及び短期大学を含む。)及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校並びに幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の学校施設及び幼保連携施設の整備事業等で、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に係る日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)からの借入金の利子を対象に、補助金を交付するものとする。

- (1) 学校法人が実施する築30年を経過した老朽校舎の整備事業
- (2) 学校法人、準学校法人又は社会福祉法人(社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。)(以下「学校法人等」という。)が実施する危険建物と認定された旧耐震基準(昭和56年以前の建物)の学校施設又は幼保連携施設の整備事業
- (3) 学校法人が実施する大学附属病院の整備事業
- (4) 学校法人等が実施する新型コロナウイルス感染症対応事業

(補助金の額及び算定方法)

第4条 前条に規定する補助金の額は、予算の範囲内とし、補助事業ごとに別表に掲げる区分に応じて算出した額とする。

(交付対象期間)

第5条 第3条第1号及び第3号に規定する補助金の交付対象期間は、学校法人が借入金の交付を受けた日から起算して10年間とする。

- 2 第3条第2号に規定する補助金の交付対象期間は、学校法人等が借入金の交付を受けた日から起算して20年間とする。
- 3 第3条第4号に規定する補助金の交付対象期間は、学校法人等が借入金の交付を受けた日の属する年度内とする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式1）を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 文部科学大臣は、前条に規定する提出を受けた場合は、審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）を申請者に通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項に規定する交付の決定に際して、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、文部科学大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第1項に規定する交付の決定に際して、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年4月10日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（様式3）を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 文部科学大臣は、前条に規定する補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、補助事業等実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 文部科学大臣は、補助事業者から補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合は、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分又は指示に違反したとき
- (2) 補助事業者が交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
- (3) 補助事業者が事業団からの借入金をその目的外に使用したとき
- (4) 補助事業者が行政手続法（平成5年法律第88号。）第2条第5号に規定する行政機関から、同条第4号の「不利益処分」又は第6号の「行政指導」を受けたとき
- (5) 補助事業者が補助事業に対する事業団からの借入金の繰上償還請求を受けたとき
- (6) 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の返還)

第11条 文部科学大臣は、前条に規定する取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

(帳簿関係書類等の整備)

第12条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第13条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又は帳簿・証ひょう書類等の閲覧、その他物件の調査を行うことができる。

(電磁的方法による提出)

第14条 申請者又は補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、私立学校施設高度化推進事業費補助金取扱要領(平成19年5月8日高等教育局私学部長裁定。)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行し、平成19年度予算から適用する。ただし、この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月2日一部改正)

この要綱は、平成28年6月2日から施行し、平成28年度予算から適用する。ただし、平成28年1月1日前に事業団との間で融資契約が成立している借入金に係る算定方法及び交付対象期間については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月27日一部改正)

この要綱は、平成28年12月27日から施行し、平成28年10月13日から適用する。

附 則(令和2年12月11日一部改正)

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則(令和3年11月29日一部改正)

第一条 この要綱は、令和3年11月29日から施行する。

第二条 令和2年度に学校法人等が事業団から借入金の交付を受けたものについては、要綱第5条第3項中「学校法人等が借入金の交付を受けた日の属する年度内」を「学校法人等が借入金の交付を受けた日の属する年度内及び翌年度内」と読み替えるものとする。

別 表

I. 第3条第1号に規定する学校施設の整備事業

1. 平成16年度までの融資

学 校 種	貸付利率 (%)	利 子 助 成 率
小 学 校 中 学 校 高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 特 別 支 援 学 校	～3.5%	貸付利率－1.5%
	3.5%～5.5%	2.0%＋(貸付利率－3.5%)×1/2
	5.5%～7.0%	3.0%＋(貸付利率－5.5%)×1/3
	7.0%～	3.5%
大 学 院 大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校	～3.5%	貸付利率－1%
	3.5%～5.5%	2.5%＋(貸付利率－3.5%)×1/2
	5.5%～7.0%	3.5%＋(貸付利率－5.5%)×1/3
	7.0%～	4.0%

2. 平成17年度以降平成20年度までの融資

学 校 種	貸付利率 (%)	利 子 助 成 率
小 学 校 中 学 校 高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 特 別 支 援 学 校	～2.6%	貸付利率－1.5%
	2.6%～	1.1%
大 学 院 大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校	～2.6%	貸付利率－1%
	2.6%～	1.6%

3. 平成21年度以降の融資

学 校 種	貸付利率 (%)	利 子 助 成 率
小 学 校 中 学 校 義 務 教 育 学 校 高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 特 別 支 援 学 校	～2.60%	貸付利率－1.00%
	2.60%～	1.60%

大 学 院 大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校	~ 2. 6 0 %	貸付利率 - 0. 5 0 %
	2. 6 0 % ~	2. 1 0 %

II. 第3条第2号に規定する学校施設又は幼保連携施設の整備事業

平成28年度以降の融資

学 校 種	貸付利率 (%)	利 子 助 成 率	備 考
幼 稚 園	~ 2. 1 0 %	貸付利率 - 0. 5 0 %	
	2. 1 0 % ~	1. 6 0 %	
小 学 校 中 学 校 義 務 教 育 学 校 高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 特 別 支 援 学 校	~ 2. 1 0 %	貸付利率 - 0. 5 0 %	耐震性能が著しく低い建物に係る改築事業については、学校法人が借入金の交付を受けた日から起算して3年間の利子助成率は貸付利率とする。
	2. 1 0 % ~	1. 6 0 %	
大 学 院 大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校	~ 2. 6 0 %	貸付利率 - 0. 5 0 %	耐震性能が著しく低い建物に係る改築事業については、学校法人が借入金の交付を受けた日から起算して3年間の利子助成率は貸付利率とする。
	2. 6 0 % ~	2. 1 0 %	
専 修 学 校 各 種 学 校	~ 1. 0 0 %	貸付利率 - 0. 5 0 %	
	1. 0 0 % ~	0. 5 0 %	
幼保連携型認定こども園	~ 2. 1 0 %	貸付利率 - 0. 5 0 %	
	2. 1 0 % ~	1. 6 0 %	

Ⅲ. 第3条第3号に規定する学校施設の整備事業

平成21年度以降の融資

区分	貸付利率 (%)	利子助成率
築30年を経過した老朽施設及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の施設	～2.60%	貸付利率－0.50%
	2.60%～	2.10%
上記以外の施設	～2.60%	貸付利率－1.00%
	2.60%～	1.60%

(注) 端数計算

上記により算出される利子助成率は0.01%単位とし、端数が生じた場合には、四捨五入するものとする。

Ⅳ. 第3条第4号に規定する新型コロナウイルス感染対応事業

貸付対象事業	対象貸付下限額	利子助成率
教育環境充実資金 (留学生減少による経営困難)	大学、短期大学、高等専門学校：300万円	貸付利率
教育環境充実資金 (病院収入の減少による経営困難)	中等教育学校、高等学校、専修学校：200万円	
教育環境充実資金 (医療機器等の整備)	小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園：100万円	
教育環境充実資金 (授業料等の延納等措置の実施に必要なとなる費用)		
教育環境充実資金 (家計急変学生に対する独自の支援に係る費用)		
教育環境充実資金 (遠隔授業導入等のための環境整備に係る費用)		
教育環境充実資金 (その他コロナ感染症対応に係る経費)		
私立大学病院の建物整備事業	500万円	

※対象貸付上限額については、①大学、短期大学、高等専門学校：1億円、高等学校：5,000万円、小中学校、義務教育学校、中等教育学校：3,000万円、特別支援学校、幼稚園、認定こども園：1,000万円②経費（教育研究経費＋管理経費）支出額合計の40%③貸借対照表「純資産の部合計の30%」④担保物件の評価額の80%の①～④中で最も低い額を貸付の上限とする。ただし、私立大学病院の建物整備事業については②～④の中で最も低い額を貸付の上限とする。

※対象となる貸付金額については、国・地方公共団体からの補助や他機関からの融資額を除いた自己負担分とする。

※留学生数については、原則令和2年5月1日現在とする。

※病院収入については、対前年度、把握可能な直近四半期の収入又は収支を基準とする。

V. 最低限度額

補助金の最低限度額は、原則として、各年度において10千円とする。